鳥取県原子力防災避難経路阻害要因調査研究業務

企画提案書評価委員会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県原子力防災避難経路阻害要因調査研究業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議する事項）

第２条　評価委員会は、鳥取県附属機関条例（平成２５年鳥取県条例第５３号）第２条第３項の規定に基づき設置されるものであり、その審議内容は次に掲げる事項とする。

・鳥取県原子力防災避難経路阻害要因調査研究業務企画提案書の評価報告に関する事項

（組織）

第３条　評価委員会は、委員５名をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。

２　委員の任期は、任命した日から平成２９年５月３１日までとする。

（委員長）

第５条　評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　評価委員会の会議は、鳥取県危機管理局原子力安全対策課長が招集し、委員長が議長となる。

２　評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（秘密を守る義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を除いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　評価委員会の庶務は、鳥取県危機管理局原子力安全対策課において行う。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成２９年５月　　日から施行する。